

健保組合でも今後、 マイナンバーを取り扱うこと になります

健保組合でも健康保険法による保険給付の支給等の事務において、マイナンバーを取り扱うこととなります。平成29年1月以降は、被保険者・被扶養者のみならず健保組合に提出する書類のうち、マイナンバーの記載が必要となる書類もあります。健保組合では、それに先立ち事業所を通じてみなさんのマイナンバーを収集いたしますので、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーの記載が必要となる書類(予定)

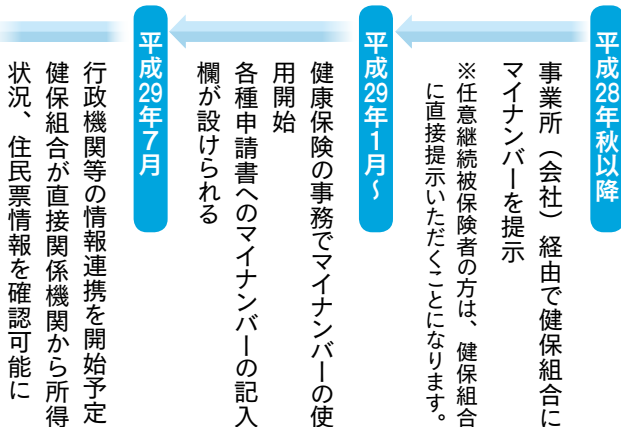
- 健保組合へ提出する以下の書類(届出等に平成29年1月から被保険者等のマイナンバーの記載欄が設けられる予定です)
 - 健康保険被扶養者(異動)届
 - 療養費支給申請書
 - 傷病手当金請求書
 - 出産手当金/出産育児一時金請求書
 - 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 等

マイナンバーの収集方法

平成28年秋以降に、事業所を通じて被保険者・被扶養者のマイナンバーを収集します。任意継続被保険者およびその被扶養者のマイナンバーは、健保組合が直接収集しません。

※平成29年1月以降に新規に健保組合に加入される方は、被保険者資格取得時にマイナンバーを記載していただくこととなります。

健保組合で利用されるまでのスケジュール



処方薬はジェネリック医薬品を!

～ 4月からさらに価格が引き下げられました! ～

先発医薬品の特許が切れた後に、同じ主成分で製造、低価格で販売される「ジェネリック医薬品」。

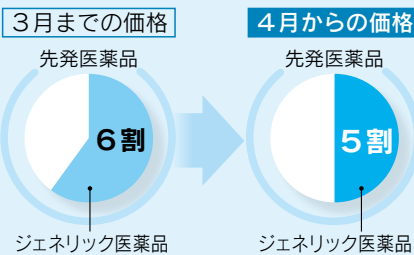
これまで先発医薬品の特許が切れたときに初めて発売されるジェネリック医薬品の価格は、その先発品の6割でしたが、この4月からは5割^{*}に引き下げられました。

国では、薬代の負担を減らすためにジェネリック医薬品の普及をめざしています。家計にもやさしい、ジェネリック医薬品をぜひご利用ください!

※内服薬で10品目以上発売される場合は4割



4月からジェネリック医薬品の
新規価格は先発薬の5割に



けんぽ掲示板

健保ホームページをご活用ください

当健保組合では、インターネットホームページで多様な情報をご提供しております。

URL <http://www.mskenko.or.jp/>

結婚したとき、子どもが生まれたときなど、ライフシーン別に受けられる給付や、必要な手続きについて検索することができます。

ライフシーン検索

手続きに必要な申請書類をダウンロードできます。

各種届出・申請書

(社)日本臓器移植ネットワークのHPへリンクしています。

臓器提供意思表示について

『けんぽだより』のバックナンバー(Vol.14以降)を閲覧できます。

機関誌バックナンバー



「こういうときは、どうすればよい?」「手続き方法が知りたい!」そんなときにアクセス!